二〇　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する件　三一　69　二四

二一　南海トラフ地震防災対策推進地域を指定した件　三一　69　二四

二二　南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域を指定した件　三一　69　二五

二三　首都直下地震緊急対策区域を指定した件　三一　69　二五

二四　沖縄振興特別措置法施行令第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件の一部を改正する件　三一　69　二六

二五　警察共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針の一部を改正する件　三一　69　二六

二六　沖縄振興開発特別措置法の規定に基づき、自由貿易地域を指定する件等を廃止する告示　三一　特6　五五

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

一　対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件　六　47　一

内閣府、総務省、経済産業省

一　沖縄振興特別措置法第二十八条第一項の規定に基づき指定する件及び沖縄振興特別措置法第二十九条第一項の規定に基づき指定する件を廃止する告示　三一　特6　五五

内閣府、法務省

一　法務省関係総合特別区域法第二十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件　二八　67　一五

内閣府、経済産業省

一　租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項の規定に基づき特定投資事業有限責任組合契約を指定した件　四　一

二　租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める特定投資事業有限責任組合契約を指定するための基準を定める件（平成二十五年内閣府経済産業省告示第二号）第三条第一項の規定による届出に関する件　四　一

三　国際物流拠点産業集積地域の指定の件を廃止する告示　三一　特6　五五

宮内庁

二　天皇皇后両陛下は三重県へ行幸啓になる件　一二　四

公正取引委員会、消費者庁

一　食用塩の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　二八　68　九

国家公安委員会

八　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定により適格都道府県センターの認定を行った件　一四　九

九　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　一四　一〇

一〇　猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示　一七　二

一一　〃　二八　68　一〇

国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

一　租税特別措置法施行規則第二十条第七項第一号又は第二十二条の二十三第七項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に基づき、租税特別措置法施行規則第五条の六第七項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件　三一　70　二七

二　租税特別措置法施行規則第五条の六第七項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件　三一　70　二八

三　租税特別措置法施行規則第二十条第七項第二号又は第二十二条の二十三第七項第二号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件　三一　70　三〇

四　租税特別措置法施行規則第五条の六第七項第二号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件　三一　70　三三

国家公安委員会、国土交通省

一　特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定の一部を改正する件　二四　二

金融庁

一五　協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五条第四項の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資についての同項の主務大臣が定める率を定める件及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五条第四項の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資についての同項の主務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件　五　44　五七

一六　資産を買い取る場合の価格を定めるための基準及び資産の買取りの決定に係る承認を行うための基準を定める件及び預金保険法第六十条第一項の規定に基づき、金融庁長官が指定する金融機関を定める件の一部を改正する件　五　44　五八

一七　預金保険法施行令第二十九条の四第二項第二号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める国内の者を定める件　五　44　五八